

平成26年度 第11回村上市市民憲章等審議会 会議録

1. 開催日時 平成27年1月19日（月）18:30～19:00
2. 開催場所 朝日みどりの里
3. 出席委員 五十嵐誠、本間てるみ、高橋健也、鈴木真由子、吉川準一、磯部孝行
板垣 真、稲垣晴一、斎藤俊則、鈴木源左衛門、圓山文堯
4. 欠席委員 船山一広、鈴木いづみ
5. 出席職員 政策推進課；渡邊課長、竹内課長補佐、田中副参事、大矢主査
6. 傍聴者 なし
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

第11回村上市市民憲章等審議会

と き 平成27年1月19日(月) 18:30～

ところ 朝日みどりの里

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

(1) パブリックコメントの整理について 資料1、資料2

(2) 答申案について 資料3

4. その他

答申日 平成27年1月30日(金)午前10時30分を予定

5. 閉 会

会議経過

1. 開会(18:29)

事務局； 委員の皆さまにはお疲れのところ、お集まりいただき、大変ありがとうございます。それでは、会議に先立ちまして、市民憲章の唱和をお願いしたいと思います。会長のご発声のもと、唱和をお願いします。

会長； それでは、私に続き、皆さまで唱和をお願いします。
(市民憲章 唱和)
ありがとうございました。

事務局； 改めまして、本日お集まりいただきありがとうございます。新年に入り初めてですので、少し遅いですが、新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

それでは、第11回村上市市民憲章等審議会を開催させていただきます。始めに会長の方からご挨拶をお願いいたします。

2. 挨拶

会長； いよいよ第11回になり、審議会としても最終段階となりました。丸々2年間、皆様とこのように意見を出し合い、まとめながら、ようやく条例案の答申に向かっていけるという形になりました。最後まで実りある会議となりますように、皆様のご協力をお願いいたします。

事務局； それでは、会長の進行で議事を進めていただきたいと思います。

3. 議事

(1) パブリックコメントの整理について 資料1、資料2

会長； それでは次第に基づき、議事を進めます。前回までに条例素案をつくりまして、パブリックコメントとなった訳ですが、パブリックコメントに意見があったようです。事前に皆様の方へ資料をお渡ししてありますので、読んでいただいていると思いますが、ポイントについて、資料の説明等を事務局よりお願いします。

事務局； その前に、本日の会議に欠席の連絡を受けている方は船山委員と鈴木委員となっておりますので報告させていただきます。また、本当であれば板垣委員も欠席ということでしたが、なんとか駆けつけてくださいました。大変ありがとうございます。

それでは、説明に入ります。

(資料に基づき説明)

本日の議事に関しましては、委員の皆さまから審議会の考え方に対するご意見をいただきたいことと、条例案の一部を修正するという部分についてご審議いただきたいと思っております。

会長； ありがとうございました。それでは、今ほど説明がありましたが、大きく分けると2つです。まず1つは、資料2 No.14のように文章を変えるところをこう

いう変え方でいいか、又は他の言い方があるかという点。そのほかの部分については、意見に対して回答している内容について、そうだとか、私はこう思うとか、というようなものがあればということになります。パブリックコメントは皆さんご存知のように、この方と今後議論を進めていくというものではございませんので、いただいた質問に対して、私たちはこのように考えて、このように解釈していますという回答を示して、終了という形でございます。自分も含めまして、皆さんご意見よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

会 長； 私は、事務局がまとめた考え方で良いと思ひます。審議会の考え方というか、私たちがその時の論議した気持ちや内容をきちんと汲んだ形で説明されていると思ひましたが、どうでしょうか。第3条に付け加える言葉が、「各主体が」ということであれば、いろんな場面を考えていけるのではないかと思ひました。皆さんはいかがでしょう。賛成、反対、ご意見はありますか。

委 員； 一同、異議なし。

事 務 局； 審議会の皆様はこれから市長に答申することとなりますので、市が回答するわけではなく、審議会として考え方をまとめることとなります。そういうところが、他のパブリックコメントと若干違ひます。

委 員； 理念的な考え方として解釈しなければならぬと思ひます。

委 員； 回答は良くまとまっていて、審議会の考え方にとても良く沿っていると思ひます。

事 務 局； 大変申し訳ありませんが、意見項目の中のNo.15をご覧ください。No.15は、パブリックコメントが年末年始の頃にかけて大変忙しい期間、かつ窓口で閲覧としておきながら、年末年始の休みが重なる時期に設定したことについて、市の姿勢を問われているものです。これは意見の性格から審議会として回答をするべきものではなく、市が回答しなければならぬものではないかと思ひました。したがって、公表の際には審議会の回答と分離した形としなければならぬと思ひています。

副 会 長； この意見は、村上市まちづくり条例の素案について意見が寄せられたものでしょうか。同時期にパブリックコメントをしていたので、他のものには同じ意見はなかったのですか。

事 務 局； 同じ意見があったようです。ここでは審議会の意見として回答を出すので、この意見については性格が異なり、審議会としては答えないような形になると思ひています。

委 員； パブリックコメントそのものに対する意見ですよね。

事 務 局； そうですね。制度そのものに対する意見なので、条例素案の中身について意見を言っているものではありません。そのため、回答に関する公表の仕方について考えさせてください。

事 務 局； 委員が言われますとおり、パブリックコメントについては、いろいろな方法があります。中でも村上市は全部の内容をお出しして、皆さんに見てくださいう方法をとっていますが、これ自体が難しく、なかなか理解しにくいことです。その結果、市民の方が意見を出しにくいというご指摘もあつたり、他市

でも行っているようですが、パブリックコメントについての的を絞った形で意見聴取するという形式があったり、期間や意見の出す方法などについてもパブリックコメントの担当と議論をしながら検討をしているところです。いずれにせよこれを重く受け止めて、パブリックコメントの在り方を変えていかななくてはいけないと考えております。

委員； この件に関しては、市議会の皆さんに説明したときに、ちょうど正月休みに係る忙しいときにどうして当てるのかとお叱りを受けました。タイミング的にその時期に実施しないとできなかつたと思いますし、多くの方が休みになる時だからこそ、ゆっくり見てもらえるのではないかという考え方もありました。しかし、インターネットで見れるとはいえ、市役所に行って閲覧するには、やはり期間的な余裕は必要ではないかと考えますし、その辺については検討していかなければならないのではないかと思います。

事務局； パブリックコメントのタイミングを変えなければならないのではないかと感じています。骨子のようなところがあった時期など、深く審議する前段に、聞いてみたいポイントを題材にしながら意見聴取をしなければならないのではないかと議論をしているところです。

委員； ある程度決まってしまうからパブリックコメントをしていては、意見を取り入れるのが困難なこともあります。

事務局； はい。今後この経験を活かしたパブリックコメント制度にしていかなければならないと思っています。今、内部で議論している状況です。

事務局； しかし、この度パブリックコメントの意見を生かしたものもあり、意見を反映させた事例になるのではないかと思います。

委員； 逆に、そういう意味では良かったのではないのでしょうか。あまり初期段階でパブリックコメントを求めるよりも、この手の性質のものは、「たたき」がないとうまい具合にいかないと思います。

事務局； 審議会でのどの時点でパブリックコメントすれば良いかを皆さんで議論するというのも必要かもしれません。

委員； できたものに意見言うのは簡単なのですが、作り出すのは大変です。

委員； パブリックコメントの内容によっては、かなり迷う項目ばかりだと思うのです。確かに提案とすれば、良い意見だなと思うのですが、何かまちづくり条例への意見ではなかったのではないかと感じました。

事務局； この点について、市民の意見を聴きたいというところだけを聴くというようなパブリックコメントでも良いと思います。審議会の中で議論となり、一番まとまりづらかった部分について聞いたりしたらどうでしょう。そのようなパブリックコメントも良いと思います。その辺りを上手に使い分け、市民の意見を取り入れたいところを聞いていくような仕掛けが必要ではないかと感じています。

委員； そうですね。市民に問いかけているので、この部分を聞きたいと思います。十数名の委員で考えるよりも、市民の役割はどうだとか、義務などについて、もしかしたら私たち以上のもっと良い提案があるのかもしれない。

会 長； ありがとうございます。他にありませんか。

委 員； なし。

事 務 局； パブリックコメントに対する審議会の意見はこれで良いということでありましたので、準備が出来しだい、ホームページ上で公開をするような形になります。最終的に語句のあたりはチェックをしながら、公表するという形になります。資料3の方をご覧ください。答申案の方に入って良いでしょうか。

委 員； はい。

(2) 答申案について 資料3

会 長； 事務局から説明をお願いします。

事 務 局； 答申案について資料3の方になりますが、これを答申案という形にしたいのですが、実際答申するときには、鑑文である答申文と共に提出されます。それは今日持参してないので、会長、副会長と相談させていただきながら、一任させていただきたいと考えているのですが、いかがでしょうか。

委 員； 異議なし

4. その他

会 長； その他ですが、事務局から何かありますか。

事 務 局； はい、先ほどの件で条例案に法制執務上、変更すべき軽微な点については、会長、副会長と相談させてもらいたいと思っております。また、答申の日につきましては、1月30日の午前に市長室で行う予定です。会長さん、副会長さんにはご足労いただくこととなりますが、よろしく申し上げます。

会 長； ありがとうございます。予定した議事はすべて終了ということですが、その他皆さんから何かありますでしょうか。

事 務 局； はい、追加で報告します。数が限られているのですが、大きなポスターを作り、パネルに入れて道の駅に配布できないかと考えております。額入りのものと同様に4種類作成します。また、ホームページ上でダウンロードできるようにという指示でありましたが、非常に頑張っているのですが、追い付いておらず申し訳ありません。それから岩船下大町の方から市展に出した越後杉製の市民憲章の盾をご寄附いただきました。それを情報センターの方に飾っております。木をくり抜いて、一文字一文字貼ったものでございます。これを大きくしたものを作成したらどうかなどと事務局でも考えているところです。

会 長； その他、皆さんから何かありますか。

会 長； 無いようでありますので、閉じさせていただきたいのですが、最後に副会長から閉会の挨拶をお願いします。

副 会 長； 審議会とすれば、これが最後の会ということになりました。この1年8か月に渡り、最初私たちが集められたときには、何で自分がという思いで集まった委員もいたと思うのです。けれども、とても充実した会議で、市民憲章と条例案がとても納得のいくものに出来上がったと思います。これで審議会は終了になりますけれども、今後は市民として、また来年度からお付き合いができれば

と思いますので、これからも皆さんよろしく願いいたします。今日はありがとうございました。

5. 閉会 (19:05)

第11回村上市市民憲章等審議会

